

広報 **てんかわ**



B-29

平成18年5月31日・6月1日の両日に亘り、戦時中山上ヶ岳山中に墜落したアメリカ軍爆撃機B-29のエンジンの一部の回収作業を行いました。

このB-29は昭和20年6月1日に墜落したと云われており61年の歳月を経て回収されることになりました。

主な内容

議会だより	2~3
第56回 社会を明るくする運動	5
国保診療所・ほほえみポート天川6月の予定表	9~10
駐在所だより	14
おしらせ	16~17

No.353

6

平成18年第2回定例会を開催しました。

平成18年第2回天川村議会定例会が、6月12日に召集され開会しました。
会期を6月16日までの5日間と定め、原案のとおり承認、可決、同意して閉会しました。
その概要を報告します。

承認事項

＝ 予算について ＝

- ◇平成17年度一般会計補正予算(第6号)について
19,989千円を追加し、総額を3,546,909千円としました。
- ◇平成17年度天川村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
4,800千円を減額し、総額を166,153千円としました。

＝ 条例について ＝

- ◇天川村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
個人住民税均等割及び所得割非課税限度額の改正、耐震改修に係る特別措置の創設等地方税法が改正されたことによるものです。
- ◇天川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
公的年金等控除改正に伴う改正等地方税法が改正されたことによるものです。
- ◇天川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
退職報償金の増額改正であります。
- ◇天川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
休業補償、傷害補償等の補償基礎額の減額改正等政令が改正されたことによるものです。
- ◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法の改正によるものです。



可決事項

＝ 条例について ＝

- ◇天川村公告式条例の一部を改正する条例について
掲示場の数を7箇所から4箇所に減らすものです。
- ◇職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例について
休息時間の廃止、育児・介護を行う職員の早出遅出勤務の改正を行うものです。
- ◇天川村税条例の一部を改正する条例について
個人住民税の所得割の税率改正、たばこ税の税率改正等地方税法が改正されたことによるものです。
- ◇天川村駐車場設置条例の一部を改正する条例について
駐車場使用料の改正です。
- ◇天川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により語句の改正です。



＝ 予算について ＝

- ◇平成18年度天川村一般会計補正予算（第1号）について
42,976千円を追加し、総額を2,292,419千円とするものです。
- ◇平成18年度天川村老人保健特別会計補正予算（第1号）について
5,209千円を追加し、総額を405,285千円とするものです。

- ◇沢谷橋旧橋撤去工事にかかる請負契約の締結について（6月12日可決）
(株)安倍工業所が53,550,000円で落札し、請負契約の締結の可決を行ったものです。

同意事項

- ◇天川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
天川村大字南日裏158番地の7 今西行雄氏が教育委員に任命され同意されました。

追加提案

- ◇土地の取得にかかる売買契約の締結について
NKF（日本鋼管）所有の山林を購入したことにより、売買契約の締結の可決を行ったものです。
- ◇沢谷橋旧橋撤去工事にかかる請負契約の変更について
6月12日に請負契約の締結の可決を行った後、近接施工により7,287,000円減額となったため変更の可決を行ったものです。
- ◇出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の採択について
現行法の上限金利の引下げ、電話担保金融に対する特例金利の廃止、現行法43条のみなし弁済規定の撤廃等を要望するものです。（原案採択）

特別委員会の報告

今定例会の会期中に開催された特別委員会の委員長報告は次のとおりです。



上下水道特別委員会の阪谷委員長より、中央簡易水道事業について、平成17年度工事の出来高、18年度計画の概要並びに、進捗状況、住民説明会の開催計画、建設工事現場の視察等の報告がありました。

し尿バイオ処理施設については、し尿の海洋投棄が平成19年2月から禁止となるため、対策として葛城地区清掃事務組合（アクアセンター）で陸上処理をして頂くことになっていること、し尿バイオ処理施設事業については現在のところ調整中であるとのこと等の報告がありました。



林業振興対策特別委員会の弓場委員長より、NKF（日本鋼管）から購入した中越村有林の視察を行い、現状はかなり密集していること。この山林は観音峯ルートにもなっているため間伐等手入れの必要性の報告がありました。



第五十六回通常総会

平成十八年五月三十一日天川村山村開発センター大ホールにおいて、天川村森林組合第五十六回通常総会が開催され、村長は次のように来賓祝辞をされました。

本村の発展を支えてきた林業は、全国的にも建築工法の近代化、外国産材木の輸入増加、林業担い手の減少等により不振が続いています。

就任以来様々な施策が頭をよぎりますが、全国的に森林に求める機能が木材産出から国土保全や水源かん養という公益的機能に変わってきているため、施策実施のハードルは極めて高いのが現状です。

今年より地方環境税として県では森林環境税が課税されて、集められた税金は、山村地域の森林環境の保全等の新規事業や既存事業の制度の拡充に充てられます。村では今年約六〇haの間伐事業がこの税により実施されますが、このような事業も含め天川村と森林組合がより一層協力体制を強化し、林業振興に寄与されることを望みます。

最後に林業関係者はもちろんのこと、森林組合の更なるご発展を心よりご祈念申し上げ祝辞といたします。

選挙定時登録

平成十八年六月二日天川村役場会議室において天川村選挙管理委員会が開催され、選挙人名簿の定時登録が行われました。

今回の定時登録による選挙人名簿登録者数は次の表のとおりです。

	男	女	合計
18.3.2の選挙人名簿登録者数	811	938	1,749
名簿抹消者数	10	12	22
名簿登録者数	7	8	15
18.6.2の選挙人名簿登録者数	808	934	1,742

天川村消防団「新第3分団」

結団式が行われる

近年消防団員の減少が著しい3分団・4分団を五月一日より統合し新3分団としての組織の再編が行われ、去る六月九日ふるさとセンターつどいにおいて、奥田団長以下本部役員の出席のもと、新第3分団結団式が行われました。分団の実員数及び担当区域は以下のとおりです。



分団名	第1分団	第2分団	第3分団
実員数	76名	61名	35名
担当区域	洞川	北角、南角、中越、川合、沢谷、沖金、中谷、北小原、沢原、五色、南日裏、坪内	九尾、栃尾、和田、籠山、庵住、山西、広瀬、滝尾、塩野、塩谷

あなたも参加してみませんか？

第56回 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”って？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

いつ行っているの？

7月を強調月間として、年間を通じて行っています。

どんなことをやっているの？

- ① 更生保護制度への理解と協力を呼び掛ける活動
- ② 子どもたちの健全な成長を支援する活動
- ③ 地域のネットワークづくり

の3つの視点から、全国各地で活動を行っています。



なんだか難しそう……

そんなことはありません。行事に参加する以外に、日々の生活の中でも、運動に参加する方法はたくさんあります。

- 相手の気持ちを理解すること
- 子どもをぎゅっと抱きしめること
- どんどんあいさつすること
- 偏見を持たないこと……など

明るい社会づくりのために、まずは“身近なところから”“できることから”参加してみませんか？

「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」

青少年指導員の委嘱ならびに退任者の表彰

奈良県青少年指導員に前田 敏明氏 中山三智弘氏

去る6月4日(日)奈良県橿原文化会館小ホールにおいて、奈良県青少年指導員の委嘱式が行われ、本村からは南日裏の前田敏明氏(再任)、洞川の中山三智弘氏(新任)が、上森こども家庭局長より委嘱状を授与されました。

奈良県青少年指導員とは、地域における青少年の健全育成を推進し、地域活動等を通じて青少年の非行防止のための指導活動を行うもので、任期は2年です。

上西 良継氏に奈良県知事から感謝状

委嘱式後、奈良県知事から退任者への感謝状の贈呈が行われました。今回で退任されました、上西良継氏は奈良県青少年指導員として6期12年間、職務に精励し地域の青少年健全育成に貢献された功績により、奈良県知事より感謝状が送られました。

天川村山癒(やまゆ)の里

寄附金条例が施行されました

山癒(やまゆ)とは、「自然に心身が癒されながら生きること」を意味しています。

今回は(自然)天川村こころ癒される豊かな森を守る事業についてご説明させていただきます。



私達が暮らす天川村は自然の豊かな場所で村内の3分の1が吉野熊野国立公園に指定されており、平成16年には、その一部の「大峯奥駈道」が世界文化遺産として認定されました。

大峯の山々より流れ出る美しい清流は国土交通省の「水の郷百選」、洞川湧水群は環境省の「名水百選」、双門の滝は「滝百選」に選ばれるなど、広く社会に認められる自然環境の宝庫となっています。

しかし、深刻な事態が大峯の山々で確実に進行しており、国立公園区域を中心に自然林の崩壊が始まっています。大峯を代表するトウヒ・シラビソの原生林がどんどん枯れています。また、森のダムとも言われるブナ林が段々と衰退しており、後継樹がまったく育たない状況になっています。一方、人工林に目を移すと戦後の拡大造林の時期を経て昭和40年代後半まで盛んに植林が行われました。天川村の人口が最大となった頃であります。しかし、生活様式の変化や住宅に対する考え方の違い、外国産材の輸入増加等のあおりを受け極端にスギやヒノキの需要が低迷し、木材価格が下落いたしました。

これに伴って、森林所有者の山林離れが加速して放置される森林が増加しており、森林が持っている公益的な機能(治山・治水・水源かん養)が減退しております。今後においては林地の崩壊や洪水時の冠水等の被害の発生が懸念されます。



(自然)天川村こころ癒される豊かな森を守る事業では

- ①天川村の森林の保育・間伐を推進し、その機能を有効的且つ継続的に発揮できる森づくり。
- ②未立木地や伐採跡地への広葉樹の植栽を実施し、環境保全と景観維持の推進。
- ③動物等の食害による森林被害への予防対策。
- ④森林をフィールドとした自然学習教育の推進。
- ⑤その他森林環境保全に有効となる情報発信。

これらの事業を推進していきたいと思っております。

皆様から頂いたご寄付は、「こころ癒される豊かな森を守る事業」の他、「社会的・文化的景観の保全事業」「守り・守ってきた住民むらづくり事業」の実施のため大切にに使わせていただきます。

寄付金は随時受け入れる事として、条例の規定により一口1万円とさせていただきます。しかし一口の額を下回る場合でも受け入れることは可能です。

寄付金は適正に管理運用するため、天川村山癒(やまゆ)の里基金に積み立てられます。基金は金融機関への預金その他、最も確実有利な方法により保管され、毎年の事業実施状況と運用状況をご報告させていただきます。

また、現在この寄付金条例を皆様にご理解いただくため、チラシやホームページを作成中でございますが、天川村の出身の方やご縁のある方への周知等をしていただけましたら幸いです。

次号については(文化)社会的・文化的景観の保全事業についてご案内させていただきます。

お問合せ先 天川村役場 地域政策課 ☎0747-63-0321 (内線151)

差別をなくす村民集会開催のお知らせ

7月は、「差別をなくす強調月間」と定め、県下全域で部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けた運動が展開されます。

本村においても、来る7月20日(木)午後1時30分から山村開発センター大ホールにおいて、差別をなくす村民集会を開催いたします。

本年の記念講演は講師に青木嘉子氏を招き、「愛が人権を守る」～視覚障害者と共に生きた30年～を演題にご講演いただく予定です。

村民の皆様のご参加をお待ちしています。

尚、送迎バスを下記の時刻表により運行しますので、ご利用下さい。

場所	塩野橋	塩野	広瀬下	下山西	中山西	上山西	下庵住	中庵住	上庵住	下和田	上和田	中栃尾	九尾	坪内	弁天橋	沢原	中谷	センター	場所	洞川バス停	センター
時間	12時30分	12時33分	12時36分	12時39分	12時41分	12時43分	12時45分	12時47分	12時50分	12時53分	12時55分	13時00分	13時03分	13時06分	13時08分	13時10分	13時12分	13時15分	時間	12時55分	13時15分

地域福祉ボランティア基金

金、100,000円
花折 英明様
(亡母 信子様 ご供養として)
ありがとうございました

地域福祉ボランティア基金

金、17,077円
旧天川東部テレビ組合
代表 堀口 博様
ありがとうございました

てんいち先生



7月1日から村営2駐車場が有料化

村営洞川温泉前の洞川駐車場と、天の川温泉前の坪内駐車場は、7月1日から全自動料金システムを導入し、以下のとおりとなります。

*普通車 1時間 100円 (1日最大1千円)

*大型車 1時間 300円 (1日最大3千円) 洞川駐車場のみ

注1) 1日とは、10時間を越えて連続駐車した場合、24時間までのことです。24時間を越えると、同じパターンで加算されます。

注2) 洞川駐車場という大型車とは、車高が2700mm以上のものとします。

*各温泉センターをご利用の方は、1時間まで無料

(各温泉センター受付に駐車券をご提示下さい。)

*30分までのご利用は無料

注3) (温泉利用にかかわらず) 所用などで30分までのご利用の場合は、ゲートで駐車券を入れ精算すると、ゼロ円となり、ゲートが開きますので、そのまま出庫下さい。

※バイクは無料

注4) 精算機では2千円、5千円、1万円札は使用できません。
あらかじめ、両替下さい。

みなさまのご理解・ご協力、並びにお客様への周知をお願い致します。

担当 産業建設課観光施設経営グループ

沢谷橋の工事状況について



現在工事中の沢谷橋につきましておかげさまをもちまして、橋の主要部分のコンクリート打ちも終わり、現在歩道部分の工事を行っております。

今後、てすりや車道部分の工事を実施していきますが、それと並行して現在使用中の沢谷橋の取り壊し工事も実施いたします。そのため現在使用しております沢谷橋が通行止めとなります。期間としては7月3日から9月中旬までを予定しております。

また、撤去工事期間中、県道の夜間通行止めを8月中に3日間行う予定です。これにつきましては、県道通行止の詳細が決定次第、無線放送・自治体放送にてご連絡いたします。

村民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

お問い合わせは産業建設課地域整備グループまで



国保診療所・ほほえみポート天川 7月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30)	
1	土	嶋 本 医 師	休 診	
2	日	閉 館 日		
3	月	嶋 本 医 師	嶋 本 医 師	ヘルシー教室 (19:30~21:00)
4	火	休 診		
5	水	嶋 本 医 師	休 診	
6	木	森 下 医 師	西 尾 医 師	うさちゃんくらぶ (10:30~12:00) 於：天川幼稚園
7	金	森 本 医 師	森 本 医 師	
8	土	嶋 本 医 師	休 診	
9	日	閉 館 日		
10	月	嶋 本 医 師	嶋 本 医 師	元気整体 (19:30~21:00)
11	火	休 診		
12	水	嶋 本 医 師	休 診	食生活改善推進員研修
13	木	森 下 医 師	西 尾 医 師	
14	金	森 本 医 師	森 本 医 師	歯科健診
15	土	嶋 本 医 師	休 診	

※医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川 7月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30)	
16	日	閉 館 日		
17	月	閉 館 日 (海の日)		
18	火	休 診		
19	水	嶋 本 医 師	休 診	
20	木	森 下 医 師	西 尾 医 師	
21	金	森 本 医 師	森 本 医 師	
22	土	嶋 本 医 師	休 診	
23	日	閉 館 日		
24	月	嶋 本 医 師	嶋 本 医 師	
25	火	休 診		
26	水	嶋 本 医 師	休 診	
27	木	森 下 医 師	西 尾 医 師	
28	金	森 本 医 師	森 本 医 師	
29	土	嶋 本 医 師	休 診	
30	日	閉 館 日		
31	月	嶋 本 医 師	嶋 本 医 師	

農業委員会

からお知らせ

農業委員会の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に置かれる行政委員会であり、農業者の代表機関として市町村から独立して、農地法に基づく許可等の行政事務を行っています。

- 1 農地行政を担う行政委員会 農地の売買や転用等について農業者を代表する機関として公正に審査します。
- 2 地域農業振興の推進 農業の担い手育成と農地の有効利用を図ります。
- 3 農業者の公的代表 農業者・集落の声を行政・施策へ反映します。

平成18年度 第1回農業委員会

5月8日天川村山村開発センター1階住民ホールにおいて、平成18年度第1回農業委員会が開催されました。

●会議の内容

- ① 平成18年度の方針について
- ② 農地法第3条許可申請審査 1件
- ③ その他

農地法第3条申請とは

農地を耕作目的で権利を取得しようとする者（以下「譲受人」という。）が、農地の売買や贈与、貸借等する場合には農地法第3条の規定により申請書を提出し、譲受人が天川村在住者の場合は農業委員会の、また天川村外居住者の場合には県知事の許可を受けることが必要です。（平成18年4月～下限面積1,000㎡）

今回の農業委員会ではこの農地法第3条の規定による許可申請が1件審査され、これを許可しました。

●農地の売買や贈与、貸借等する場合の注意事項

契約の効力について 農地法に基づく許可（受理）を受けないで行った農地の売買・贈与及び貸借等の契約はその効力を生じません。

- 売買（贈与）契約が成立しても、その契約だけでは所有権移転はできません。
- 耕作目的の貸借契約が成立しても、いわゆる「ヤミ小作」となり、農地法上の保護は受けられません。

無断で許可を受けずに転用した場合、農地法違反となりますので工事の中止や原状回復等の命令をされる場合があります、罰金と罰則の適用もあります。

農業に関するお問い合わせは

産業建設課内 農業委員会事務局まで
☎0747-63-0321（内線133）





村税課税状況 (固定資産税)

平成18年度固定資産税を1月1日現在の所有者に課税しました。明細は次のとおりです。

課税分類	件数	課税標準額	課税額
土地	733件	1,128,287,959円	15,786,400円
家屋	733件	2,030,286,319円	27,498,300円
償却資産	40件	4,158,916,079円	58,189,600円
合計	1,506件	7,317,490,357円	101,474,300円

上記の固定資産税は4期に分けて納めていただくことになります。
納期は下表のとおりです。

期別	納期限
第1期	平成18年5月31日 納期限到来済
第2期	平成18年7月31日
第3期	平成18年12月25日
第4期	平成19年2月28日

納税には便利な口座振替（自動振替）をご利用下さい。
口座振替のお申込みは奈良県農協・郵便局・南都銀行・りそな銀行へ

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置についてお知らせ

既存の住宅について耐震改修した場合に、一定期間、一定部分の固定資産税額が2分の1に減額されます。

1 要件

昭和57年1月1日以前に建築された家屋（住宅に限る。）について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、耐震基準（建築基準法 昭和56年6月1日施行）に適合させるように一定規模以上の改修工事（1戸当り工事費30万円以上）を施したものに限りま

2 減額期間

改修工事が完了した日の翌年の4月1日が属する年度分から、下記の表に示す期間で適用されます。

工事完了時期	減額期間
平成18年～平成21年	3年間
平成22年～平成24年	2年間
平成25年～平成27年	1年間

3 対象範囲

減額の対象となるのは一戸当り120平方メートル相当分までとします。（家屋の床面積の上限はありません。）

※減額を受けようとする対象住宅の所有者は、耐震基準に適合した工事であることにつき、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後3ヶ月以内に村に申告しなければなりません

※詳しくは、役場住民課税務係までお問い合わせください。



村の医療について

■国保診療所 平成18年5月の受診状況

	来 院		医 療 費	一人あたり 医 療 費
	うち初診	うち再診		
5月実数	611人	82人	6,407,560円	10,487円
対前月比	577人	73人	6,706,920円	11,623円
	105.89%	112.33%	95.54%	90.23%
対前年 同月比	1,066人	58人	15,587,150円	14,622円
	57.32%	141.38%	41.11%	71.72%

■平成18年4月の医療受診状況

	国民健康保険加入者で75歳未満の方			老人保健対象者（75歳以上の方）		
	受診日数	医 療 費	一人あたり 医 療 費	受診日数	医 療 費	一人あたり 医 療 費
4月実数	1,186日	16,263,212円	13,713円	1,931日	31,460,042円	16,292円
対前月比	1,220日	16,752,210円	13,731円	2,064日	34,938,210円	16,927円
	97.21%	97.08%	99.86%	93.57%	90.04%	96.25%
対前年 同月比	1,287日	19,521,980円	15,169円	1,973日	35,427,790円	17,956円
	92.15%	83.31%	90.40%	97.87%	88.80%	90.73%

◎各種保健事業、検診に積極的に参加し、疾病の予防、早期発見早期治療に心がけてください。

村民の皆様のごちょっとした心がけで、医療費の軽減につながります。

◎医療費及び一日あたり医療費について前月より数値が下がった箇所を ■ で示しました。

村民の皆様のご医療への関心と努力により下がったと思われませんが、数値を下げることにとらわれず、体調不良の際には医療機関に受診し、健康維持に努めて下さい。

心身とも元気 → 医療費軽減 → 保険税軽減



駐在所だより



川合駐在所・洞川駐在所

梅雨が終わり、夏期休暇に入ると涼を求めて多くの観光客がやってきます。中には素行不良者等も交じっています。

みなさんが「自分の安全は自分で守る」という意識をもち、ちょっとした防犯対策を行うだけで、被害にあわずにすむことはたくさんあります。

- **空き巣など住宅をねらった侵入窃盗**……必ず泥棒は下見をして、防犯対策をしていない家や入りやすい家をねらっています。家の周囲にも大事な物を置かないように
- **車上ねらい**……必ずエンジンキーを抜き、ドアロックを 車内は空っぽに
- **子どもをねらった犯罪**……地域ぐるみで子どもを見守るという気運を育てること
- **架空請求**……慌ててお金を払わないこと まず落ち着いて騙されないように
- **悪質商法**……うまい話は絶対にありません。あとで何十万もする価値のない商品を買わされて後悔するのが落ちです



川合交差点について

橋の架け替え工事のため、停止線を保中さん宅前に設置しています。かなり手前になりますが、必ず停止線手前で信号待ちして下さい。

尚、秋までの予定で6月中旬に信号機の定周期時間を19時00分まで延長しました。

防災ヘリポートの整備

天川村の防災ヘリポートについては、以前は沢谷地内の天の川スポーツ広場をヘリポートとして使用していましたが、小学校舎建設により使用することが不可能になり、代替地として、川合地内切抜の土捨場を村と県警本部、県防災統括室が協議の上ヘリポートとして使用していましたが、地表に凹凸があり、ヘリコプターの着陸に危険を伴っていました。

一刻を争う救急患者の搬送等、突発事案発生時の対応が懸念されていたところ厳しい財政状況の中、天川村にこの度コンクリートを敷くヘリポート整備をしていただきました。これによりヘリコプターの安全な着陸が確保され、緊急時のスムーズな対応が可能になりました。

新笠木トンネル北出入口交通安全施設の設置

天川村に流入する殆どの車両はR309号新笠木トンネルを利用しており、村民の重要な生活道路及び観光客車両の通過ポイントになっています。

このトンネルは北出入口（黒滝村側）が急カーブになっており、北行き走行車両はそれまで長い直線が続いていることから、速度感覚が失われて急カーブに対応できず、中央線をはみ出して対向車両と衝突、或いはトンネル壁面に衝突する事故が発生しており、いつ大事故が発生するかと憂慮されていましたが、この度吉野土木事務所の尽力により、交通安全施設（白と黄色の二面風車式デリニエーター）を設置していただきました。大変よく反射し、運転手がカーブを早期に認識できるようになり、交通事故抑止に大きな効果が期待できます。

尚、新川合トンネル北出入口には、吉野土木天川駐在によりデリニエーターを、平成17年度に設置していただいています。

「消費税完納推進のまち洞川」広告塔完成

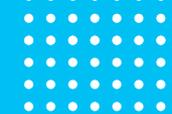
洞川青色申告会の平成18年度定時総会が去る5月17日洞川地区公民館において、大阪国税局徴収部長、吉野税務署長を始め多数の来賓の方々のお出席のもと、盛大に開催されました。



総会の中で宮田七郎会長より消費税の適正申告と完納推進キャンペーンを展開することを決意する宣言文が朗読され、洞川地区を「消費税完納推進のまち」とすることが宣言されました。

また、総会終了後、場所を移動して、西ノ淵橋横において「消費税完納推進のまち洞川」の広告塔の除幕式が行なわれました。





**天川村管内通報の
救急患者搬送状況**

平成18年5月搬送…12件
 対前月比…85・71%
 対前年同月比…80・00%

**救命講習会
参加者募集のお知らせ**

「九月九日は「救急の日」です」
 中吉野広域消防組合消防本部では、九月九日の「救急の日」にちなんで、住民の方々が自由に参加していただける『救命講習会』を開催します。

簡単な講習を受講していただくだけで、心配蘇生法【人工呼吸と心臓マッサージ】とAED【電気ショック】の使用方法が習得できます。大切な命を救うため、ぜひこの機会に講習会にご参加下さい。

▼日時 平成十八年九月九日(土)
 九時～十二時

▼場所 中吉野広域消防組合消防本部三階講堂

▼対象年齢 十八歳以上

▼受講費用 無料

▼定員 三十名

▼募集締切 平成十八年九月八日(金)

ただし定員に達し次第、募集を締め切りますのでご了承下さい。

▼申込方法 消防本部救急係へお電話でお申込み下さい。

☎五二一一一九九

**奈良しごとセンター
実施イベントのお知らせ**

■若者対象就職に役立つセミナー

▼日時 七/五(水)

「自分の強みを知ろう」

七/十二(水)

「魅力的な応募書類の書き方」

七/二十六(水)

「興味検査から仕事を探る」

▼概要 三十才くらいまでの対象。十三時三十分～十六時三十分(七十二分のみ十五時三十分まで)。

就職に関するスキルを学ぶ。就職に関するスキルを学ぶ。各回十人程度。

▼申込み 電話かFAXで必要事項

(注)と希望日を左記へ。

各回、前日まで。

受付後、連絡あり。

▼会場・問合せ ならじョブカフェ(ヤングコーナー)

奈良市西木辻町九十三一六県奈良しごとセンター二階

☎〇七四二一三二五七三〇

☎〇七四二一三二五七五七

※必要事項(注)とは、行事項、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢、性別です。

■シゴト応援フェア

▼概要 ならじョブカフェが、やりたいシゴトを見つけた職業興味断や、就職の悩みなどを話せるシゴト相談コーナーを臨時オープン。対象は、三十才くらいまでの若年者及びその家族。予約不要。無料。お気軽にお越しください。

七/二十七(木)十二時～一八時

ダイヤモンドシティ・アルル檀原

市曲川町七丁目二十一 檀原バ

イパス沿い

▼問合せ 奈良県経営者協会

☎〇七四二一三二六二〇〇八

■若者対象パソコン講習

▼日時 八月二日(水)～八月十日

(木) 十時～十六時

▼場所 県高田しごとセンター

大和高田市西町一六

▼概要 三十才以下の就職希望者

(高校生を除く) 対象。定員二十

四人。抽選。パソコン初心者OK。

仕事で役立つワードとエクセルを

基礎から学べます。受講料無料

(別途テキスト代)。

▼申込み Faxかハガキで必要事

項(注)を下記へ。七/二十必着。

▼問合せ 奈良県経営者協会

千六三〇一八三二五

奈良市西木辻町九十三一六

☎〇七四二一三二〇一三二二〇

☎〇七四二一三二〇一三二二五

※必要事項(注)とは、行事項、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢、性別です。

近畿農政局奈良農政事務所

—食品表示110番

ご存じですか?『食品表示110番』不正・偽装表示等不審な食品表示110番専用直通ダイヤル☎〇七四二一三二二一九〇

食品の表示は、消費者が食品を購入する上で、食品の内容を正しく理解するために重要な情報源となっています。

奈良農政事務所では、消費者に軸足をのいた食品リスクコミュニケーションを推進するため、食品の不正・偽装表示等不審な情報や食品表示に関する素朴な疑問の情報提供窓口として、『食品表示110番専用ダイヤル』を開設し、消費者の皆さまからの情報提供の受け付けを行っています。

☎〇七四二一三二〇一三二二五

☎〇七四二一三二〇一三二二〇

☎〇七四二一三二〇一三二二五

近畿農政局奈良農政事務所

☎〇七四二二二三二二八三

奈良県・母子スマイルセンター

—平成18年度 就業支援

— 講習会のご案内 —

■平成十八年度 就業支援講習会のご案内

☆母子家庭のお母さんへ☆

調理講習会〜国家試験直前対策〜

▼講習内容 平成十八年八月二十三日(水)に行なわれる調理師試験での合格を目指す直前試験対策

▼受講対象 二年以上調理業務に従事した経験があり、八月二十三日の調理師試験を受験する方で、次の全てに該当する方

①奈良県内の母子家庭の母及び寡婦で、この講習会を活かし就職又は転職の意欲のある方

※「母子家庭の母」とは、配偶者のいない女子で、現に二十歳未満の児童を扶養している方であり、「寡婦」とは配偶者のいない女子でかつて母子家庭の母であつた方をいいます。

②講習の全日程に出席できる方

▼講習日程

七月二十五日九時三十分〜十七時

七月二十六日 九時〜十七時

▼講習内容 食文化概論・衛生法規・公衆衛生学・食品衛生学・栄養学・食品学・調理理論

○追加講習(八月十七日(木) 十二時〜十七時) 実施予定

○七月十八日〜二十一日の期間に、母子・スマイルセンターにて個別就業相談を実施します。

詳しい日程については、受講決定と併せてお知らせします。必ず出席して下さい。

▼定員 十五名

▼講習会場 エルトピア奈良

▼受講経費 テキスト代 千三百六十五円(税込)

▼申込方法 FAX・郵便・電話又はホームページより 締め切り七月十日(月)必着

詳しいことにつきましては、☎〇七四二二二三〇三四奈良県・母子スマイルセンター「調理師講習係」までお問い合わせ下さい。

▼ホームページ

<http://www1.odn.ne.jp/smile-center/>

自衛官採用説明会の案内

◆五條市自治会館

▼日時 平成十八年七月二十五日

(火) 二十六日 (水)

両日午前十時〜午後四時

◆御所市アザレアホール

▼日時 平成十八年七月二十八日

(金) 午後一時〜午後四時

▼内容

各種試験種目の説明及び入隊後の生活等説明いたします。気軽に越して下さい。

▼お問い合わせ

自衛隊五條募集事務所
☎〇七四七(二二)三七八九



肺炎球菌ワクチン

日本での死亡原因の第4位が肺炎で、特に高齢者に多く、その予防が大切になります。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の発病を予防するものとして、約20年前に開発されました。肺炎球菌ワクチンは、全ての肺炎の予防に有効というものではありません。

しかし、肺炎を引き起こす原因となる細菌のなかで、最も多くみられる肺炎球菌に効果があり、ワクチンによる予防が重要となります。

肺炎球菌に対する有効率は、七十〜八十%で、その効果は約五年間持続するといわれています。気管支腫

息や肺気腫などの慢性肺疾患を有する人に、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方を接種することにより、入院を六十三%、死亡を八十一%減らすことができたという報告があります。

六十五歳以上の人、心不全などの心疾患、慢性肺疾患、腎不全、糖尿病、肝硬変の患者さん、脾を摘出した人には、特に肺炎球菌ワクチン接種をお勧めします。ワクチン接種に際しては、かかりつけの医師にご相談ください。

奈良県医師会

「地方分権時代の天川村をめざして」の訂正とお詫び



先月皆様に配布しました小冊子の記載に誤りがありました。

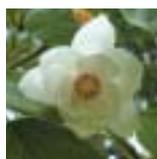
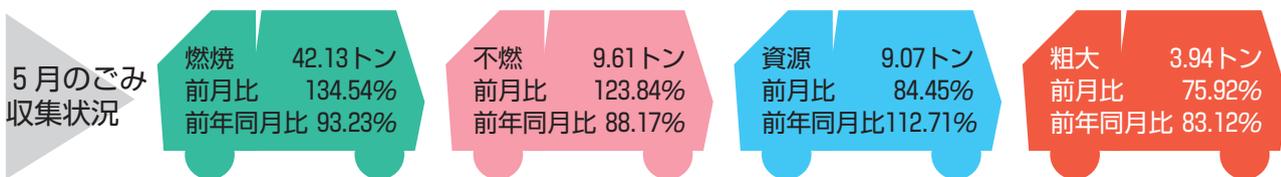
訂正してお詫びいたします。

○五ページの最下段の表の表題

正 歳出関係のこれまでの取組
誤 歳入関係のこれまでの取組

7月のごみ収集日程表

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃 焼	4 不 燃	5 粗 大	6 資源 1	7 燃 焼	8
9	10 燃 焼	11 資源 2	12 粗 大	13 資源 1	14 燃 焼	15
16	17 海の日 燃 焼	18 不 燃	19 粗 大	20 資源 1	21 燃 焼	22
23/30	24/31 燃 焼	25 資源 2	26 粗 大	27 資源 1	28 燃 焼	29



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

川の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように
スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

木の国

誰もが天と地の恵みで育つように
●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

天の国

誰もが満天に輝く星のように
●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)



人口
1,989人
(-1)



男
939人
(+1)



女
1,050人
(-2)



世帯数
812戸
(-2)